

令和 6 年 8 月 28 日 (水)

会員各位



三重県中古自動車販売商工組合

理 事 長 奥村 悦二

流通委員長 山崎 正成

検査委員長 棧敷 高好

名変完了通知期限（コピー提出期限）改定のご案内

処暑の候、貴社におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、JU三重オートオークション事業にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、JUオークション統ルール改定に伴い、9月3日開催オークションより一部変更させていただきますので、ご参加会員様のご理解ご協力、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

9月3日開催落札分より名変完了通知期限（コピー提出期限）が変更となります。

（詳細は、JUナビ又はJU三重ホームページに掲載しております）

会員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

改定前)
落札月の翌々月5日
までにコピー提出
例)
9/3 落札 → 11/5 まで
にコピー提出



改定後)
落札月の翌月末日までにコピー提出
※車両状態票に翌月末より短い譲渡書類有効期限の記載
のあるものはその期限までに提出
例)
9/3 落札 → 10/31 までにコピー提出

※5日早まります。

期限を超えてのコピー提出は、ペナルティ対象となりますのでご注意の程お願い申し上げます。

<抹消になった場合>

抹消になった場合、落札店は自動車税事務所の還付委任状提出期限の7日前までに、J U三重までご連絡下さい。F A X送信後必ずT E Lにてご連絡下さい。後日還付金相当額を計算書にて出品店にご請求させていただきます。落札店には計算書にて還付金相当額をお戻しさせていただきます。なお、落札店は自動車税事務所の還付委任状提出期限の7日前までに、J U三重に抹消連絡がない場合は、出品店の還付手続きが出来ませんので返金はできません。15日に抹消になった場合は、三重県の還付手続き期限は22日迄で7日間しかありませんので、くれぐれも抹消予定がわかった時点でご連絡下さい。

<三重県自動車税事務所還付提出期限>

1日～15日までに抹消になった場合 その月の22日まで

16日～月末までに抹消になった場合 翌月の7日まで

<例>1月23日にオークションで落札して、2月15日に抹消した場合、2月28日に名変F A Xをしても還付手続きに間に合いません。三重県自動車税事務所の還付手続き期限は2月22日までとなっておりますので、還付手続きが過ぎております。出品店に還付手続き依頼もできません。くれぐれも抹消予定が分かった時点で事務局にご連絡下さい。

例)

| AA 開催日 | 名変期限 | 抹消日 | 報告日 | ペナルティ | 税金還付期限 | 自税相当額還付 |
|--------|------|-------|-------|---------|--------|---------|
| 4月 | 5月末日 | 5月31日 | 5月31日 | 無し | 6月7日 | します |
| 4月 | 5月末日 | 5月31日 | 6月1日 | 有り(1万円) | 6月7日 | します |
| 4月 | 5月末日 | 5月31日 | 6月2日 | 有り(1万円) | 6月7日 | しません |
| 4月 | 5月末日 | 5月10日 | 5月16日 | 無し | 5月22日 | します |
| 4月 | 5月末日 | 5月10日 | 5月17日 | 無し | 5月22日 | しません |

以上